



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年12月21日火曜日 第1620号

◇ 目 次 ◇ 告 示

医療機関の指定.....	1249
指定医療機関の廃止の届出.....	1249
救急病院の協力申出.....	1249
救急診療所の協力申出.....	1249
指定居宅支援事業者の指定（3件）.....	1249
貸金業者の所在不明の公告.....	1250
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	1250
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	1251
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	1254
道路の供用開始（"）.....	1254
道路の区域変更（県道長浜中村線）.....	1255
建築確認申請の〇A化に伴う区域指定の一部改正.....	1255
県営住宅の名称及び位置の一部改正.....	1255

選挙管理委員会告示

漁業法第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	1255
直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	1255

告 示

○愛媛県告示第2495号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。
平成16年12月21日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
上島町魚島国民健康保険診療所	上 島 町	越智郡上島町魚島1番耕地124番地3	平成16年10月1日
西条市立周桑病院	西 条 市	西条市壬生川131番地	平成16年11月1日
西条市立大保木診療所	西 条 市	西条市中奥2号20番地7	平成16年11月1日
西条市立中川診療所	西 条 市	西条市丹原町来見甲549番地	平成16年11月1日
四国中央市急患医療センター	四 国 中 央 市	四国中央市三島中央5丁目9番54号	平成16年4月1日

○愛媛県告示第2496号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により

○愛媛県告示第2499号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年12月21日

愛媛県知事 加戸守行

指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。
平成16年12月21日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
魚島村国民健康保険診療所	魚 島 村	越智郡魚島村1番耕地124の第3	平成16年10月1日
中川診療所	丹 原 町	周桑郡丹原町来見甲549	平成16年11月1日
丸島医院	丸 島 靖	宇和島市和霊中町一丁目1-3	平成16年11月5日
西条市小松町共立大保木診療所	西条市小松町共立大保木診療所協議会	西条市中奥2-20-7	平成16年11月1日
加藤医院	加 藤 敬	西条市大町1602	平成16年11月1日
公立周桑病院	周桑病院企業団	東予市壬生川131番地	平成16年11月1日
宇摩地区急患医療センター	宇摩地区広域市町村圏組合	四国中央市中央5-9-54	平成16年4月1日

○愛媛県告示第2497号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。
平成16年12月21日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有効期限
放射線第一病院	今治市北日吉町一丁目10番50号	医療法人順天会	平成20年1月5日まで

○愛媛県告示第2498号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急診療所である。
平成16年12月21日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有効期限
西本医院	上浮穴郡久万高原町久万292番地の6	医療法人社団マリナ会	平成20年1月18日まで

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300165111	だんだん介護サービス有限会社	宇和島市伊吹町甲380番地19	橋 田 睦 子	児童居宅介護	だんだん介護サービス有限会社	宇和島市伊吹町甲380番地19	平成17年 1月1日

○愛媛県告示第2500号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100173117	だんだん介護サービス有限会社	宇和島市伊吹町甲380番地19	橋 田 睦 子	身体障害者居宅介護	だんだん介護サービス有限会社	宇和島市伊吹町甲380番地19	平成17年 1月1日

○愛媛県告示第2501号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200202113	だんだん介護サービス有限会社	宇和島市伊吹町甲380番地19	橋 田 睦 子	知的障害者居宅介護	だんだん介護サービス有限会社	宇和島市伊吹町甲380番地19	平成17年 1月1日

○愛媛県告示第2502号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の営業所若しくは事務所の所在地又はその所在が確知できないので公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても申出がないときは、貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成16年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

商号又は名称	代 表 者 氏 名	主たる営業所等の所在地	登 録 番 号	登 録 年 月 日
H.Kカンパニー	松 木 豪 介	松山市祇園町1番12号アリスト立花406号	愛媛県知事（1）第02098号	平成15年4月24日

○愛媛県告示第2503号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届 出 年 月 日
ニトリ松山店	松山市中央一丁目86番地外	駐車場の収容台数	219台	177台	平成17年 4月1日	平成16年 12月8日
		駐車場の自動車の出入口の数	4箇所	3箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第2504号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年12月21日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

中島町

温泉郡中島町大字大浦1626番地

代表者 中島町長 武田 満幸

温泉郡中島町大字大浦1776番地

2 埋立区域

(1) 位置

A 工区

温泉郡中島大字二神甲 171 番地先から同甲99番 1 地先までの公有水面

B 工区

温泉郡中島大字二神甲96番地先から同甲87番地先までの公有水面

C 工区

温泉郡中島大字二神乙56番 1 地先から同甲20番 2 地先までの公有水面

(2) 区域

A 工区

次の1点から66点までを順次直線で結んだ線並びに1点と66点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（D・L・+1.58メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域並びに次の67点から87点までを順次直線で結んだ線並びに67点と87点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（D・L・+1.58メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域並びに次の88点から94点までを順次直線で結んだ線並びに88点と94点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（D・L・+1.58メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域並びに次の95点から100点までを順次直線で結んだ線並びに95点と100点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（D・L・+1.58メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域並びに次の101点から111点までを順次

直線で結んだ線並びに101点と111点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（D・L・+1.58メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（二神米山基本三角点）は、北緯36度55分41秒、東経137度29分41秒の地点

1点は、基点から真北61度25分11秒1.380.60メートルの地点

2点は、1点から真北34度32分02秒1.39メートルの地点

3点は、2点から真北27度41分59秒46.50メートルの地点

4点は、3点から真北27度33分49秒6.96メートルの地点

5点は、4点から真北33度39分26秒5.01メートルの地点

6点は、5点から真北35度26分45秒4.08メートルの地点

7点は、6点から真北38度14分51秒3.25メートルの地点

8点は、7点から真北38度37分22秒4.33メートルの地点

9点は、8点から真北39度00分02秒1.41メートルの地点

10点は、9点から真北36度15分25秒5.48メートルの地点

11点は、10点から真北27度22分25秒4.11メートルの地点

12点は、11点から真北16度34分47秒3.16メートルの地点

13点は、12点から真北10度55分08秒3.57メートルの地点

14点は、13点から真北13度25分54秒2.87メートルの地点

15点は、14点から真北18度04分32秒3.36メートルの地点

16点は、15点から真北19度00分53秒3.47メートルの地点

17点は、16点から真北23度19分02秒2.80メートルの地点

18点は、17点から真北35度12分39秒3.17メートルの地点

19点は、18点から真北37度55分41秒4.14メートルの地点

点

20点は、19点から真北39度25分32秒6.78メートルの地点
 21点は、20点から真北32度31分37秒3.01メートルの地点
 22点は、21点から真北26度44分42秒2.84メートルの地点
 23点は、22点から真北18度16分44秒5.11メートルの地点
 24点は、23点から真北12度09分30秒5.04メートルの地点
 25点は、24点から真北12度58分48秒5.03メートルの地点
 26点は、25点から真北16度11分39秒4.57メートルの地点
 27点は、26点から真北27度32分10秒3.89メートルの地点
 28点は、27点から真北29度45分37秒5.95メートルの地点
 29点は、28点から真北45度56分01秒10.06メートルの地点
 30点は、29点から真北43度14分30秒4.59メートルの地点
 31点は、30点から真北33度56分42秒4.19メートルの地点
 32点は、31点から真北19度10分41秒3.68メートルの地点
 33点は、32点から真北10度36分21秒5.98メートルの地点
 34点は、33点から真北19度00分02秒7.22メートルの地点
 35点は、34点から真北24度19分45秒2.78メートルの地点
 36点は、35点から真北40度25分33秒3.34メートルの地点
 37点は、36点から真北44度56分31秒3.73メートルの地点
 38点は、37点から真北50度14分31秒2.62メートルの地点
 39点は、38点から真北65度38分00秒2.74メートルの地点
 40点は、39点から真北70度58分49秒5.17メートルの地点
 41点は、40点から真北73度11分49秒2.04メートルの地点
 42点は、41点から真北76度48分38秒3.52メートルの地点
 43点は、42点から真北75度45分20秒2.50メートルの地点
 44点は、43点から真北70度13分07秒3.60メートルの地点
 45点は、44点から真北62度36分36秒2.44メートルの地点

46点は、45点から真北53度44分35秒3.11メートルの地点
 47点は、46点から真北47度01分18秒2.27メートルの地点
 48点は、47点から真北34度53分59秒2.93メートルの地点
 49点は、48点から真北29度39分44秒2.14メートルの地点
 50点は、49点から真北289度27分13秒1.00メートルの地点
 51点は、50点から真北19度27分12秒4.60メートルの地点
 52点は、51点から真北109度27分11秒1.00メートルの地点
 53点は、52点から真北19度27分13秒20.50メートルの地点
 54点は、53点から真北2度08分33秒4.58メートルの地点
 55点は、54点から真北353度01分23秒3.78メートルの地点
 56点は、55点から真北338度54分25秒3.61メートルの地点
 57点は、56点から真北329度46分51秒4.67メートルの地点
 58点は、57点から真北308度47分18秒15.82メートルの地点
 59点は、58点から真北321度00分55秒5.63メートルの地点
 60点は、59点から真北327度04分32秒3.95メートルの地点
 61点は、60点から真北347度53分25秒3.26メートルの地点
 62点は、61点から真北358度26分28秒3.57メートルの地点
 63点は、62点から真北3度54分05秒3.21メートルの地点
 64点は、63点から真北30度18分01秒2.94メートルの地点
 65点は、64点から真北37度02分16秒4.96メートルの地点
 66点は、65点から真北39度55分55秒1.34メートルの地点
 67点は、66点から真北73度44分03秒7.80メートルの地点
 68点は、67点から真北72度45分28秒15.46メートルの地点
 69点は、68点から真北72度45分27秒10.38メートルの地点
 70点は、69点から真北68度47分22秒5.07メートルの地点
 71点は、70点から真北63度08分41秒4.49メートルの地点
 72点は、71点から真北57度09分37秒2.97メートルの地点

点
73点は、72点から真北51度23分43秒2.93メートルの地点
点
74点は、73点から真北44度28分08秒3.52メートルの地点
点
75点は、74点から真北38度09分32秒2.51メートルの地点
点
76点は、75点から真北32度11分50秒3.36メートルの地点
点
77点は、76点から真北25度45分39秒17.27メートルの地点
点
78点は、77点から真北30度11分07秒2.84メートルの地点
点
79点は、78点から真北46度34分59秒2.51メートルの地点
点
80点は、79点から真北50度41分36秒2.89メートルの地点
点
81点は、80点から真北59度51分38秒1.56メートルの地点
点
82点は、81点から真北67度01分46秒2.17メートルの地点
点
83点は、82点から真北71度35分09秒14.15メートルの地点
点
84点は、83点から真北68度12分15秒5.69メートルの地点
点
85点は、84点から真北64度31分27秒4.54メートルの地点
点
86点は、85点から真北67度51分17秒10.60メートルの地点
点
87点は、86点から真北69度48分48秒3.99メートルの地点
点
88点は、87点から真北80度35分31秒9.48メートルの地点
点
89点は、88点から真北97度48分38秒1.48メートルの地点
点
90点は、89点から真北108度47分57秒2.10メートルの地点
点
91点は、90点から真北111度24分27秒4.98メートルの地点
点
92点は、91点から真北112度31分10秒3.74メートルの地点
点
93点は、92点から真北121度11分47秒5.37メートルの地点
点
94点は、93点から真北122度19分26秒8.88メートルの地点
点
95点は、94点から真北122度03分24秒6.01メートルの地点
点
96点は、95点から真北134度32分14秒5.37メートルの地点
点
97点は、96点から真北137度07分23秒5.78メートルの地点
点
98点は、97点から真北153度32分12秒4.21メートルの地点

99点は、98点から真北164度08分29秒4.30メートルの地点
点
100点は、99点から真北184度18分23秒6.62メートルの地点
点
101点は、100点から真北96度42分09秒7.78メートルの地点
点
102点は、101点から真北186度13分38秒5.03メートルの地点
点
103点は、102点から真北185度27分36秒5.70メートルの地点
点
104点は、103点から真北184度58分36秒3.76メートルの地点
点
105点は、104点から真北179度55分15秒2.91メートルの地点
点
106点は、105点から真北173度12分45秒2.52メートルの地点
点
107点は、106点から真北164度14分16秒2.25メートルの地点
点
108点は、107点から真北155度02分16秒1.66メートルの地点
点
109点は、108点から真北147度30分52秒1.96メートルの地点
点
110点は、109点から真北141度24分41秒2.01メートルの地点
点
111点は、110点から真北138度56分43秒4.47メートルの地点
B工区
次の112点から128点までを順次直線で結んだ線並びに112点と128点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位(D.L.+1.58メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域並びに次の129点から138点までを順次直線で結んだ線並びに129点と138点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位(D.L.+1.58メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域
点
112点は、111点から真北102度47分29秒152.53メートルの地点
点
113点は、112点から真北62度23分16秒6.40メートルの地点
点
114点は、113点から真北57度42分23秒2.49メートルの地点
点
115点は、114点から真北52度59分01秒2.30メートルの地点
点
116点は、115点から真北46度52分30秒4.32メートルの地点
点
117点は、116点から真北41度55分10秒4.72メートルの地点
点
118点は、117点から真北43度42分14秒15.10メートルの地点
点
119点は、118点から真北25度58分40秒0.63メートルの地点
点
120点は、119点から真北51度20分36秒2.08メートルの地点
点
121点は、120点から真北度59度44分41秒5.17メートルの地点

ルの地点
 122 点は、121 点から真北59度54分54秒2.02メートル
 の地点
 123 点は、122 点から真北61度10分02秒1.51メートル
 の地点
 124 点は、123 点から真北61度10分28秒3.67メートル
 の地点
 125 点は、124 点から真北62度15分28秒3.02メートル
 の地点
 126 点は、125 点から真北67度55分00秒3.00メートル
 の地点
 127 点は、126 点から真北69度23分45秒3.00メートル
 の地点
 128 点は、127 点から真北70度57分51秒7.99メートル
 の地点
 129 点は、128 点から真北88度27分33秒11.00メー
 トルの地点
 130 点は、129 点から真北122度23分14秒2.65メー
 トルの地点
 131 点は、130 点から真北134度00分48秒2.54メー
 トルの地点
 132 点は、131 点から真北132度40分58秒2.83メー
 トルの地点
 133 点は、132 点から真北137度31分30秒3.96メー
 トルの地点
 134 点は、133 点から真北137度31分29秒4.04メー
 トルの地点
 135 点は、134 点から真北135度42分12秒3.01メー
 トルの地点
 136 点は、135 点から真北133度15分35秒2.00メー
 トルの地点
 137 点は、136 点から真北130度14分52秒2.43メー
 トルの地点

138 点は、137 点から真北129度29分06秒2.51メー
 トルの地点
 C 工区
 次の139 点から144 点までを順次直線で結んだ線並び
 に139 点と144 点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位
 (D.L.+1.58メートル)の陸と公有水面との接する
 線により囲まれた区域並びに次の145 点と146 点を順次
 直線で結んだ線並びに145 点と146 点を結ぶ春分の日及
 び秋分の日満潮位(D.L.+1.58メートル)の陸と
 公有水面との接する線により囲まれた区域
 139 点は、138 点から真北137度04分36秒248.29メー
 トルの地点
 140 点は、138 点から真北183度11分48秒8.31メー
 トルの地点
 141 点は、140 点から真北184度30分46秒4.53メー
 トルの地点
 142 点は、141 点から真北185度20分07秒5.88メー
 トルの地点
 143 点は、142 点から真北5度20分07秒10.84メー
 トルの地点
 144 点は、143 点から真北8度41分11秒19.72メー
 トルの地点
 145 点は、144 点から真北205度47分15秒68.91メー
 トルの地点
 146 点は、145 点から真北230度24分32秒18.90メー
 トルの地点

(3) 面積

1,804.12平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和60年3月23日 愛媛県指令59河第123号

4 しゅん功認可年月日

平成16年12月21日

○愛媛県告示第2505号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	西予市野村町予子林6192番3から 同町予子林6206番2まで	旧	メートル 4.3~17.2	キロメートル 0.141	
			新	8.0~82.5	0.112	

○愛媛県告示第2506号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	西予市野村町予子林6192番 3 から 同町予子林6206番 2 まで	平成16年12月21日

○愛媛県告示第2507号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成16年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	喜多郡長浜町大字柴甲460番 1 から 同大字甲475番 2 地先まで	旧	メートル 4.0~10.0	キロメートル 0.190	
			新	11.0~21.5	0.190	

○愛媛県告示第2508号

建築確認申請のOA化に伴う区域指定（平成 6 年 4 月愛媛県告示第 500 号）の一部を次のように改正し、平成17年 1 月 1 日から施行する。
平成16年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

「、北条市」及び「、温泉郡」を削る。

○愛媛県告示第2509号

県営住宅の名称及び位置（平成13年10月愛媛県告示第1647号）の一部を次のように改正し、県営住宅の名称及び位置（平成13年12月愛媛県告示第2002号）は、廃止する。
平成16年12月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 の表川之江団地の項位置の欄中「川之江市」を「四国中央市」に改め、同表多喜浜第 2 団地の項の次に次のように加える。

磯浦団地	新居浜市磯浦町
------	---------

1 の表新屋敷団地の項位置の欄中「周桑郡」を「西条市」に改め、同表東予団地の項同欄中「東予市」を「西条市」に改め、同項の次に次のように加える。

御陣屋南団地	西条市丹原町池田
--------	----------

1 の表石井団地の項位置の欄中「東石井町」を「東石井四丁目」に改め、同表牛淵団地の項同欄中「温泉郡重信町大字牛淵」を「東温市牛淵」に改め、同表天神梅本団地の項同欄中「温泉郡重信町大字北野田」を「東温市北野田」に改め、同表和泉団地の項同欄中「和泉」を「和泉南二丁目」に改める。

2 の表牛淵団地の項位置の欄中「温泉郡重信町大字牛淵」を「東温市牛淵」に改める。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第91号

漁業法（昭和24年法律第 267 号）第99条第 1 項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。
平成16年12月21日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

- 1 選挙権を有する者の総数 20,689
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 6,897

○愛媛県選挙管理委員会告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 編第 5 章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。
平成16年12月21日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - (1) 選挙権を有する者の総数 1,214,603
 - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,293
 - (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 269,101
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の 総数	同左の3分の1の 数
松山市・温泉郡	388,180	129,394
今 治 市	95,006	31,669
宇 和 島 市	49,509	16,503
八 幡 浜 市	26,342	8,781

新居浜市	103,546	34,516
西条市	93,881	31,294
大洲市	30,867	10,289
伊予市	24,820	8,274
北条市	23,847	7,949
四国中央市	77,126	25,709
西予市	38,946	12,982
東温市	27,691	9,231
越智郡	59,023	19,675
上浮穴郡	13,239	4,413
伊予郡	52,029	17,343
喜多郡	25,123	8,375
西宇和郡	19,847	6,616
北宇和郡	41,986	13,996
南宇和郡	23,595	7,865